

# 第3次 安城市男女共同参画プラン

～（キャッチフレーズ）～

平成25年度～平成29年度

【第1章～第3章 素案】

平成24年9月

安 城 市

## 目 次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| <b>第1章 プランの基本事項</b> .....        | 1  |
| 1 プラン策定の趣旨・背景.....               | 1  |
| 2 プランの期間.....                    | 2  |
| 3 プランの策定体制.....                  | 3  |
| 4 プランの位置づけ.....                  | 3  |
| <b>第2章 安城市の現状と課題</b> .....       | 5  |
| 1 統計データに基づく安城市の状況.....           | 5  |
| 2 市民意識の状況.....                   | 11 |
| 3 ヒアリング調査結果からみる各分野の状況.....       | 17 |
| 4 安城市男女共同参画プランにおける目標数値の達成状況..... | 18 |
| 5 安城市の重点項目のまとめ.....              | 22 |
| <b>第3章 プランの基本的な考え方</b> .....     | 23 |
| 1 基本理念.....                      | 23 |
| 2 プランの最終目標（目指す姿）.....            | 24 |
| 3 施策の体系.....                     | 25 |

# 第1章 プランの基本事項

## 1 プラン策定の趣旨・背景

わが国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、この法律に基づき、翌年の平成12年12月に「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、平成17年12月には「第2次男女共同参画基本計画」が、平成22年12月には、より実効性あるアクション・プランとすることをめざした「第3次男女共同参画基本計画」が策定されています。

### ■男女共同参画に関する日本の動き

| 年     | 出来事  |
|-------|--|
| 平成11年 | 「男女共同参画社会基本法」制定  |
| 平成12年 | 「男女共同参画基本計画」策定   |
| 平成13年 | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」制定                               |
| 平成15年 | 「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」制定                                      |
| 平成16年 | 「DV防止法」第1次改正<br>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定            |
| 平成17年 | 「男女共同参画基本計画（第2次）」策定  |
| 平成19年 | 「DV防止法」第2次改正<br>「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 |
| 平成20年 | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」改定                            |
| 平成22年 | 「第3次男女共同参画基本計画」策定  |

愛知県においては、平成13年3月に「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」が策定され、平成14年3月には、県、県民、事業所の取組みの基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が制定されました。さらに、社会情勢や国の動向を鑑み、平成23年3月には「新あいち男女共同参画プラン」が策定されています。

### ■男女共同参画に関する愛知県の動き

| 年     | 出来事  |
|-------|--|
| 平成13年 | 「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」策定                 |
| 平成14年 | 「愛知県男女共同参画推進条例」制定                                |
| 平成17年 | 「あいち子育て・子育て応援プラン」策定<br>「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定 |
| 平成18年 | 「あいち男女共同参画プラン21（改定版）」策定                          |
| 平成20年 | 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2次）」策定                    |
| 平成23年 | 「あいち男女共同参画プラン2011-2015」策定                        |
| 平成24年 | 「あいち仕事と生活の調和行动計画」策定                              |

安城市では、平成12年度に安城市の男女共同参画の方向性を定めた「安城市男女共同参画プラン」を策定し、その後、平成18年に後継計画となる「第2次安城市男女共同参画プラン」を策定しました。また、平成22年度には施策や事業の実施状況と市民意識を踏まえた「第2次安城市男女共同参画プラン」の中間改訂を行いました。

■男女共同参画に関する安城市の動き

| 年     | 出来事                              |
|-------|----------------------------------|
| 平成12年 | 「安城市男女共同参画プラン」策定                 |
| 平成13年 | 市民グループネットワーク「さんかく21・安城」発足        |
| 平成18年 | 「第2次安城市男女共同参画プラン平成18年度～平成24年度」策定 |
| 平成20年 | 「安城市男女共同参画推進条例」制定                |
| 平成22年 | 「第2次安城市男女共同参画プラン」中間改訂            |

「第3次安城市男女共同参画プラン」は、以上のような国、愛知県の動向や、本市の男女共同参画に関する施策の実施状況、平成23年度に実施した市民意識調査結果等を踏まえるとともに、変化する社会経済情勢に対応し、本市における男女共同参画に関する行政の取り組みを総合的・計画的に推進するため策定します。

## 2 プランの期間

計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。また、国内外の動向や社会情勢の変化、計画期間中における事業進捗の状況を考慮し、随時、施策等の見直しを行うこととします。

■第3次安城市男女共同参画プランと上位計画・関連計画の計画期間

|  | H24   | H25 | H26   | H27 | H28   | H29 | H30 |
|--|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-----|
| 第7次安城市総合計画                               |       |     |       | →   | 次期計画へ |     |     |
| <b>第3次安城市男女共同参画プラン</b>                   |       |     |       |     |       |     |     |
| 安城市次世代育成支援行動計画                           |       |     |       | →   | 次期計画へ |     |     |
| あんジョイプラン6 (第6次安城市高齢者福祉計画・第5期安城市介護保険事業計画) |       |     |       | →   | 次期計画へ |     |     |
| 第3次安城市障害者福祉計画                            |       |     |       | →   | 次期計画へ |     |     |
| 健康日本21安城計画                               | 第1次計画 |     | 第2次計画 |     |       |     |     |

### 3 プランの策定体制

計画は、市長の諮問機関である安城市男女共同参画審議会において策定及び推進に関する重要事項を調査審議し、答申を行いました。庁内においては、各課の担当職員で構成する作業部会、課長級職員で構成する幹事会において協議し、安城市男女共同参画審議会において審議する各事項についての原案を作成しました。

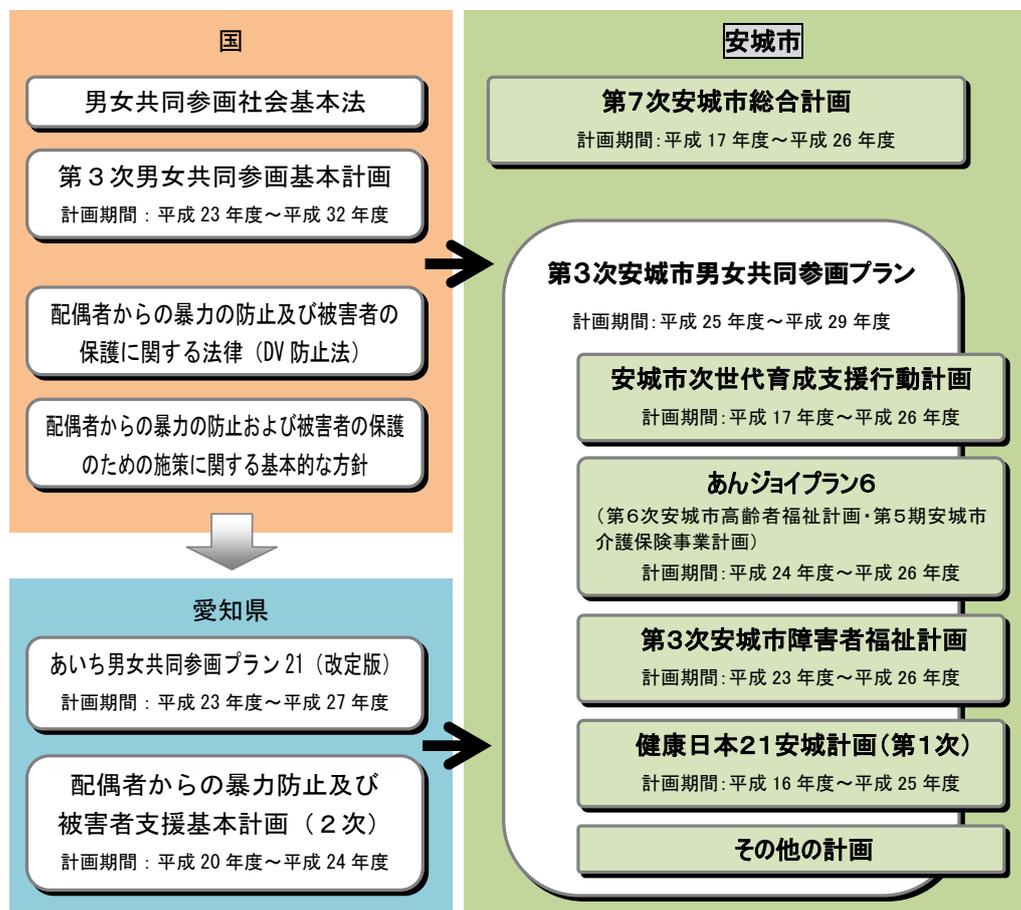
また、策定の過程において幅広く市民の意見や提案を反映させるため、事業所、市民活動団体に対するヒアリング調査や、パブリックコメントを実施しました。

### 4 プランの位置づけ

計画は、男女共同参画社会の実現に向けて安城市の施策の方向と推進のための方策を明らかにしたものであり、「男女共同参画社会基本法」第14条及び「安城市男女共同参画推進条例」第10条に基づく計画として位置づけます。

また、本計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条に定められた市町村基本計画としても位置づけることとします。

#### ■他計画等との関連図



## ■男女共同参画社会基本法

### 男女共同参画社会基本法（抜粋）

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## ■安城市男女共同参画推進条例

### 安城市男女共同参画推進条例（抜粋）

（基本計画の策定）

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、安城市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び教育に携わる者の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

## ■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抜粋）

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

# 第2章 安城市の現状と課題

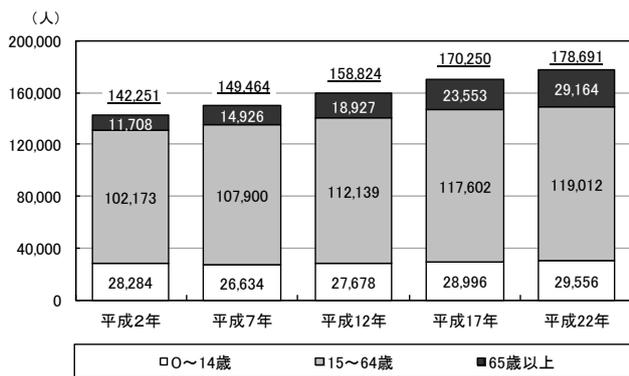
## 1 統計データに基づく安城市の状況

### (1) 人口・世帯の状況

安城市の人口は、平成2年以降増加傾向にあるものの、年齢3区分別人口をみると、年少人口及び生産年齢人口が減少し、高齢者人口（65歳以上）が増加しており、少子高齢化が進んでいます。人口構成は、自動車関連企業の立地などを背景に35～44歳が最も多くなっています。

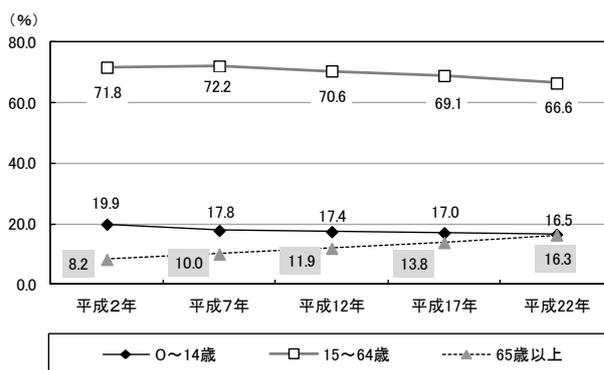
若年労働者の減少は経済成長を制約し、年金・医療・福祉等の社会保障の分野における現役世代の負担を増大させるなど、社会経済全般に大きな影響を及ぼすことが予想されます。仕事、家庭生活、地域活動などにおいて、どちらか片方の性のみではなく、男女が相互に力を合わせ、様々な課題に対応していかなければならない時期に来ています。

■年齢3区分別人口の推移



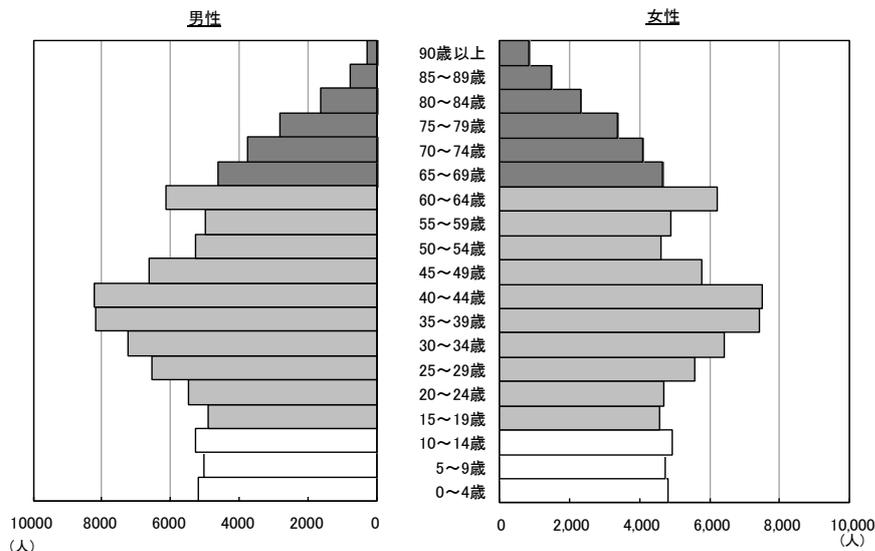
資料：国勢調査

■年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査

■人口ピラミッド



資料：'11 安城の統計

安城市の世帯数は、人口とともに増加傾向にあります。核家族世帯や高齢者を含む単独世帯が増加しているなど、家族のあり方にも変化がみられます。高齢者の単身世帯数は急増しており、そのうち女性が占める割合が高くなっています。

これまで家族が担っていた子育て、介護などの機能は、核家族化の進展によりその基盤がもろくなっています。そのため、家庭を基本としつつ、子育てや介護について、社会全体で担っていくことができるよう、地域、企業などの協力が必要となってきました。

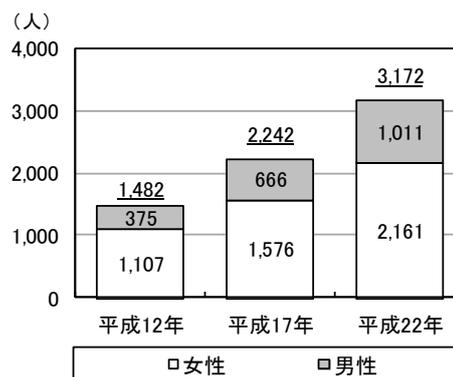
■世帯数と世帯構成の推移

単位：人

|       | 一般世帯   | 核家族世帯  | 単身世帯   | その他の世帯 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 平成12年 | 53,046 | 32,360 | 11,827 | 8,859  |
| 平成17年 | 60,854 | 36,007 | 16,193 | 8,654  |
| 平成22年 | 66,667 | 39,179 | 19,078 | 8,410  |

資料：国勢調査

■高齢者単身世帯の推移



資料：国勢調査

(2) 婚姻・出産の状況

安城市の出生数は、増減があるものの、やや減少傾向にあります。婚姻件数はほぼ横ばいで推移しており、離婚件数は増減があるもののやや増加傾向にあります。

子どもを安心して産み育てるためには、働くことと子どもを産み育てることの両方を選択できる社会、多様なライフスタイルの選択を可能にする社会の実現が必要です。

■出生数・死亡数・婚姻数・離婚数の推移

|        | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 出生数(件) | 2,089 | 1,999 | 2,121 | 2,054 | 1,981 |
| 死亡数(件) | 955   | 975   | 1,023 | 1,042 | 1,103 |
| 婚姻数(件) | 1,223 | 1,272 | 1,329 | 1,248 | 1,202 |
| 離婚数(件) | 314   | 325   | 314   | 332   | 345   |

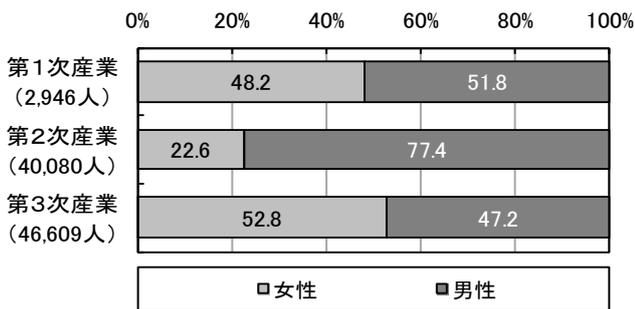
資料：'11安城の統計

### (3) 労働の状況

産業分類別の就業者数の男女比をみると、第3次産業では男性よりも女性の就業者が多くなっていますが、第1次産業では女性よりも男性の就業者が多く、第2次産業では7割以上を男性が占める構成となっています。

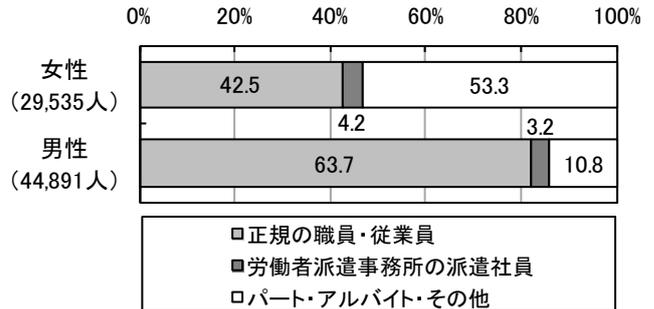
また、男女別の雇用形態の状況をみると、女性の5割強が「パート・アルバイト・その他」となっています。

■産業別の男女比



資料：国勢調査（平成22年）

■男女別の雇用形態の状況



資料：国勢調査（平成22年）

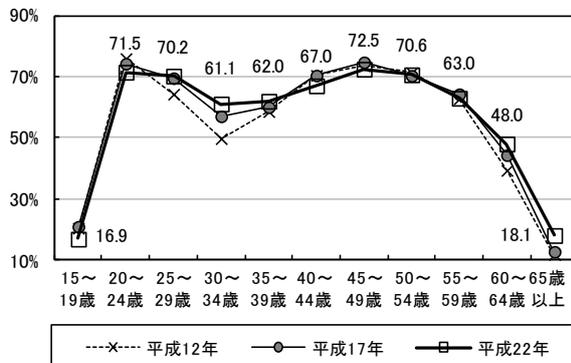
### (4) 女性の就労の状況

近年、女性の地位向上に対する意識は高まり、女性の高学歴化、社会参加が進んできました。「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の制定など、男女がともに働きやすい労働環境をつくる法制度も整ってきました。

安城市の年齢階級別労働力率をみると、結婚や出産を機にいったん仕事を辞め、子育てが落ち着いた頃に再び就労することが考えられるM字曲線を描いているものの、平成12年から比較すると20歳代後半から30歳代後半にかけて曲線の谷間が浅くなっています。

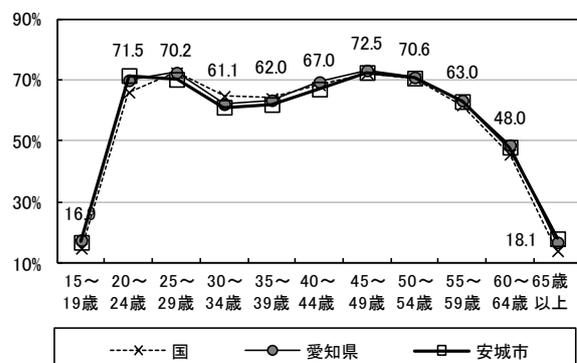
平成22年における安城市と愛知県、国との比較では、大きな差はありません。

■女性の年齢階級別労働力率の推移



※値は平成22年のみ表示しています。  
資料：国勢調査

■女性の年齢階級別労働力率の推移



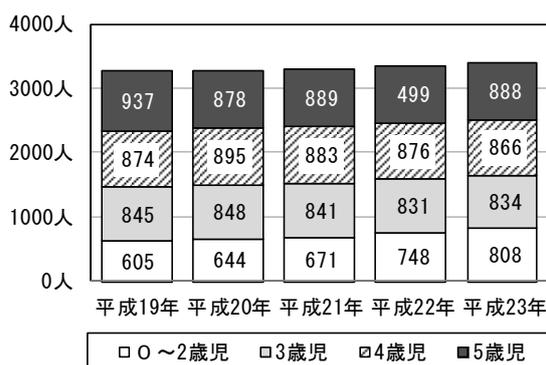
※値は安城市のみ表示しています。  
資料：国勢調査（平成22年）

## (5) 子育てや介護の状況

安城市には保育所が35か所あり、近年における保育所の入所児童者数の推移をみると微増しています。特に0～2歳の低年齢児の入所が増加しています。

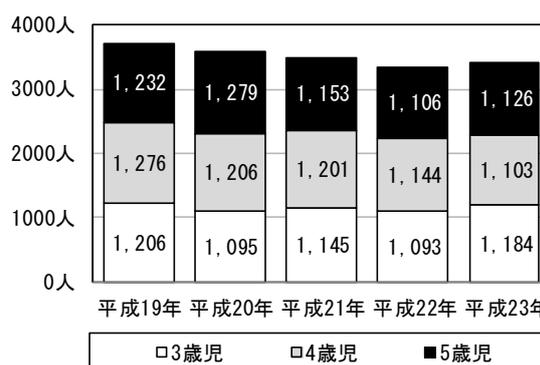
また、安城市には、就学前教育の場として公立幼稚園が4か所、私立幼稚園が9か所あります。入園児童数は減少傾向にあります。3～5歳児については、保育所よりも幼稚園の入園児童数が多くなっています。

■保育所入園児童数の推移



資料：'11安城の統計

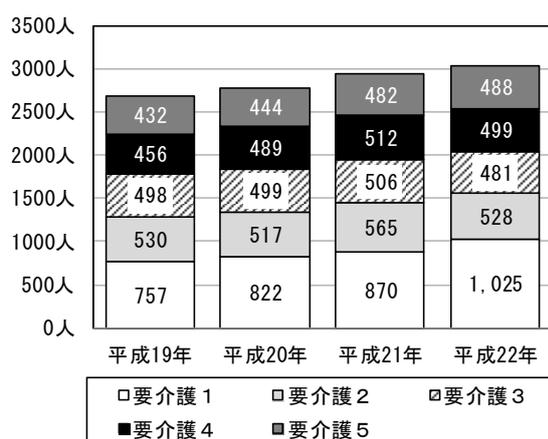
■幼稚園入園児童数の推移



資料'11安城の統計

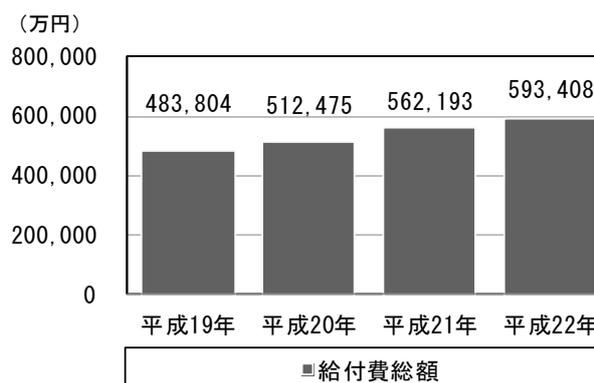
介護を社会全体で支える仕組みとして平成12年に介護保険制度が創設されてから10年以上が経過し、人々の生活に定着してきました。高齢化や制度の浸透を背景に、安城市でも介護が必要な要支援、要介護認定者の数は増加しており、給付費も増加しています。高齢化がより一層進むことが予想されるなか、「介護は女性が担う」という固定的な性別役割分担意識を解消していく必要があります。

■要介護認定者数の推移



資料：'11安城の統計

■介護保険給付費の推移

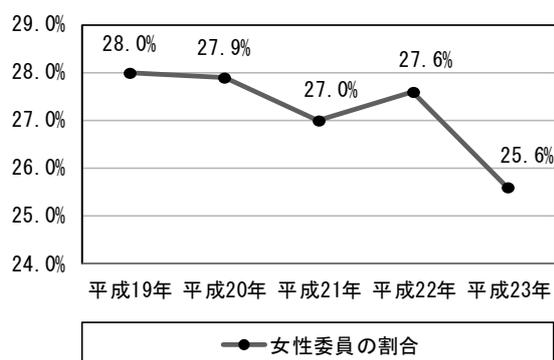


資料：'11安城の統計

## (6) 女性の参画の状況

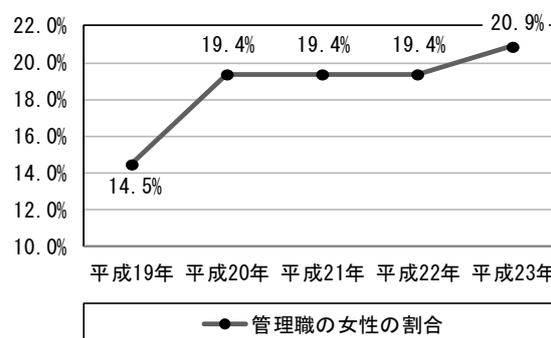
安城市の審議会等の女性委員比率をみると、やや減少傾向にあります。幼稚園・小学校・中学校の女性管理職比率をみると増加傾向にあります。いずれも平成24年度の目標値は達成が難しい状況となっています。安城市役所の女性管理職の割合は、平成22年に10%を超えたものの、依然として低い状況となっています。女性が広く参画できる環境を整えるとともに、女性が安心して職務に取り組めるよう、職場や家庭の理解を促進していくことが求められます。

■ 審議会等の女性委員の推移



資料：第2次男女共同参画プランの指標の達成状況

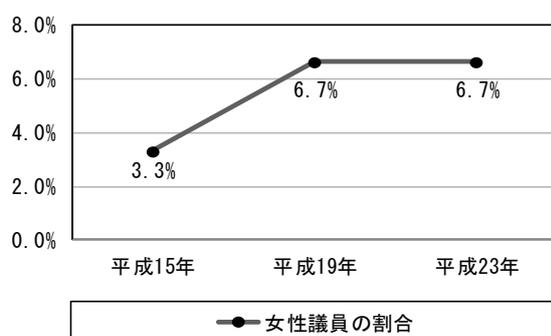
■ 幼稚園・小学校・中学校の女性管理職の推移



備考：平成21年度以降は学校教育課の値である。

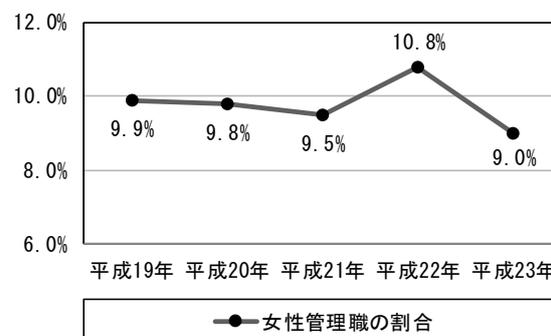
資料：第2次男女共同参画プランの指標の達成状況

■ 女性市議会議員の推移



資料：ザ・選挙HPより

■ 市職員の女性管理職の推移

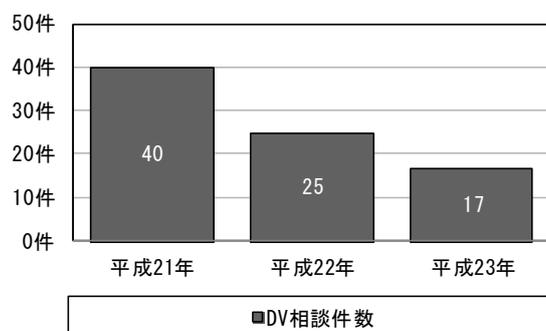


資料：第2次男女共同参画プランの指標の達成状況

## (7) 暴力や犯罪等の状況

安城市においては、市民課、子育て支援課においてDVや児童虐待等の相談を受け付けています。相談件数は平成23年度に17件となっており、減少傾向にはあるものの、依然としてDVの相談は無くなっていません。

### ■DVの相談件数の推移



資料：男女共同参画審議会資料

## 2 市民意識の状況

市民の男女共同参画に対する意識を把握するとともに、第3次安城市男女共同参画プランの基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

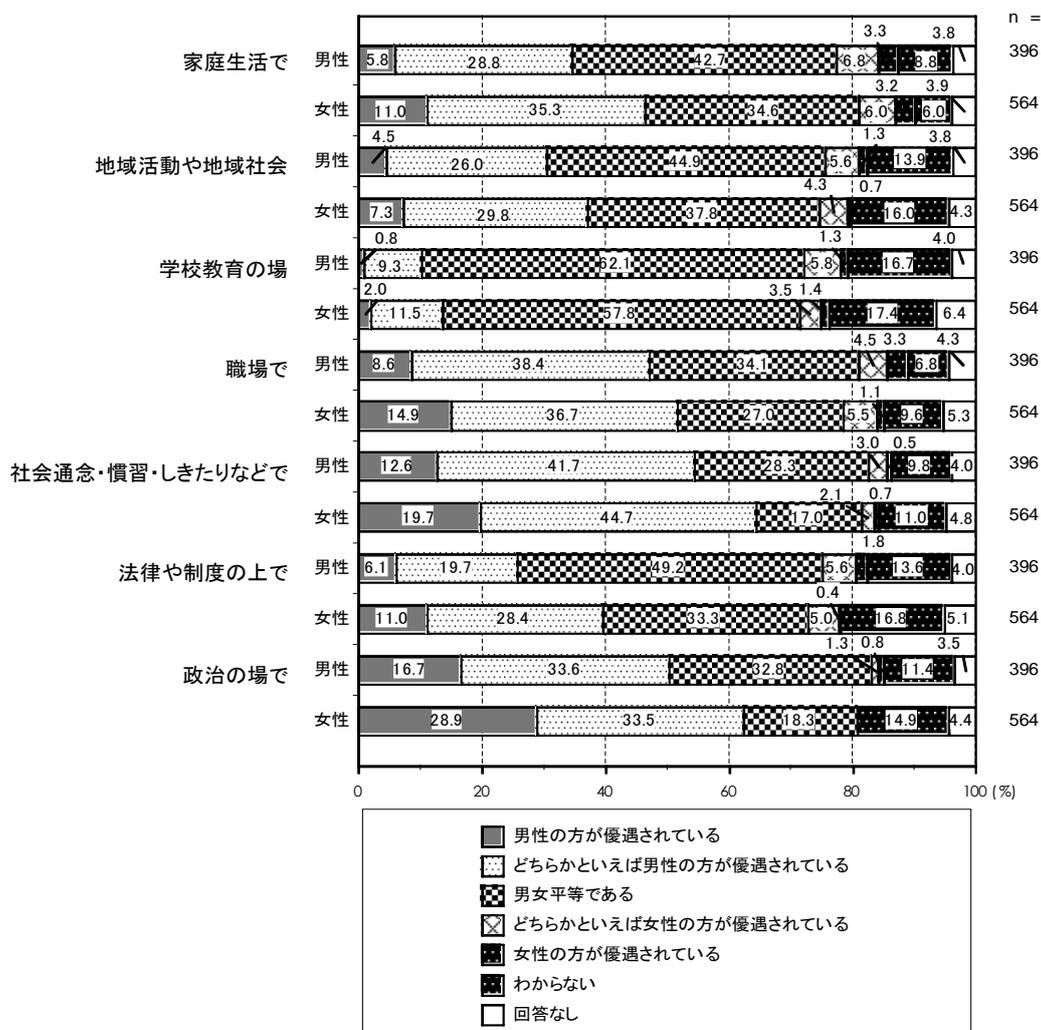
調査は、平成23年12月に安城市に在住の20歳以上の男女の中から無作為に抽出した2,000名を対象に行い、有効回収数は969票、有効回収率は48.5%です。

調査結果の概要は、次のとおりです。

### (1) 各分野の平等感の状況

男性・女性の立場やありかたについて、「男女平等である」が5割を超えたのは、学校教育の場のみであり、地域活動や地域社会、家庭生活、職場、社会通念・慣習・しきたり、法律や制度、政治の場については、5割を下回っています。

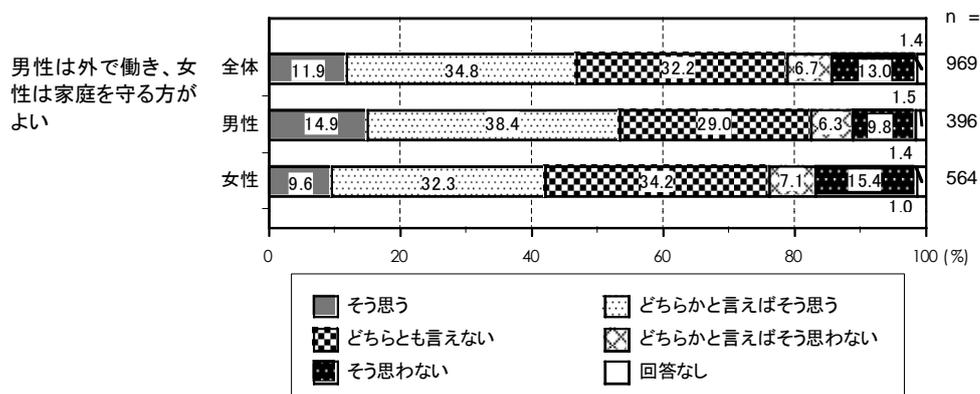
#### ■各分野での平等感



資料：男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書（平成23年3月、安城市）

また、家庭生活の意識について、「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」という考え方については、「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」を合わせた“賛成”が、おおよそ半数を占めています。性別で見ると、「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」に賛成する割合については、男性では53.3%であり、女性の41.9%と比較すると、11.4ポイント上回っています。

■女性が仕事を持つことについての考え



資料：男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書（平成23年3月、安城市）

ポイント

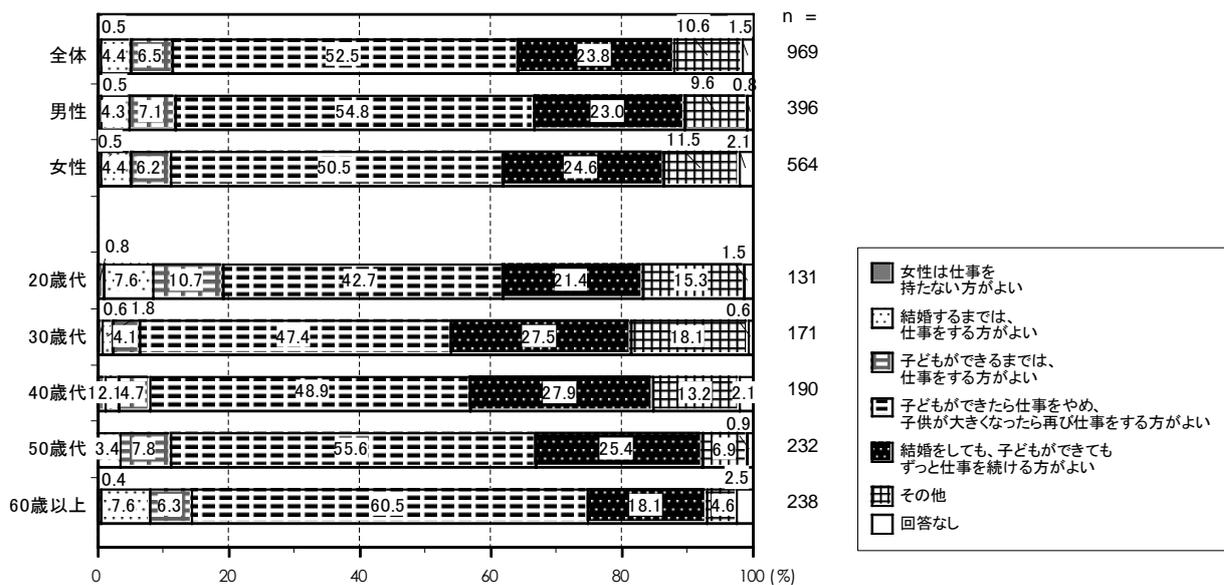
○2人に1人が「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」と考えており、家事や日常行為についても女性の負担が大きくなっています。そのため、特に家庭や職場における固定的性別役割分担の見直しが必要です。

(2) 女性の参画について

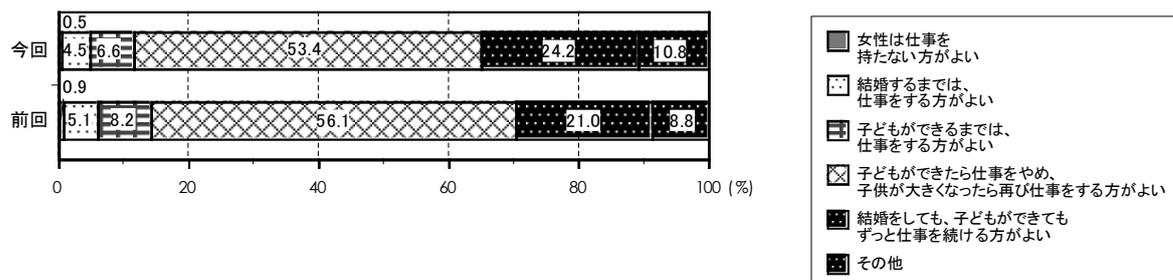
女性の仕事について、望ましい形としては、「子どもができれば仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事をする方がよい」が、性別や年代に関わらず、5割近くを占め、最も高い割合となっています。

年齢別にみると、「結婚をしても、子どもができてみずっと仕事を続ける方がよい」が30歳代で27.5%、40歳代で27.9%、50歳代で25.4%となっており、他の年代と比べて上回っています。

■女性が仕事を持つことについての考え



■女性が仕事を持つことについての考え（前回調査との比較）



資料：男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書（平成23年3月、安城市）

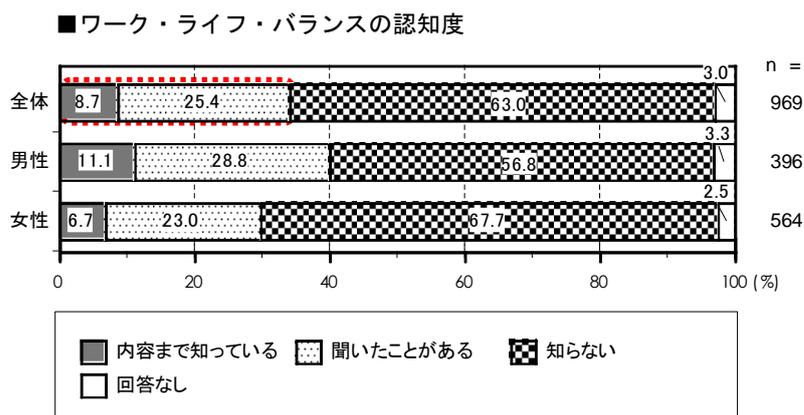
ポイント

○30歳代から50歳代にかけての約3割の人が、「結婚をしても、子どもができて  
ずっと仕事を続ける方がよい」と考えており、ワーク・ライフ・バランスの実現に向  
けて制度の充実とともに、家庭及び職場の理解の促進が求められます。

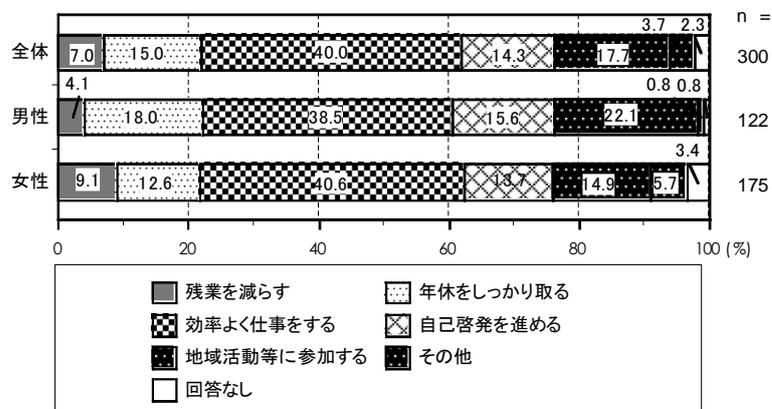
### (3) 仕事と生活の調和について

ワーク・ライフ・バランスを“認知している”割合は34.1%となっており、特に女性で低い傾向にあります。ワーク・ライフ・バランスという言葉や意味自体が十分に理解されていない状況であり、ワーク・ライフ・バランスの周知や理解の促進が必要です。

ワーク・ライフ・バランス実現のために行っていることは、「効率よく仕事をする」割合が男女ともに多くなっており、男性では「地域活動等に参加する」を選択している割合が約2割と、女性に比べて高くなっています。



### ■ワーク・ライフ・バランス実現のために行っていること



資料：男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書（平成23年3月、安城市）

### ポイント

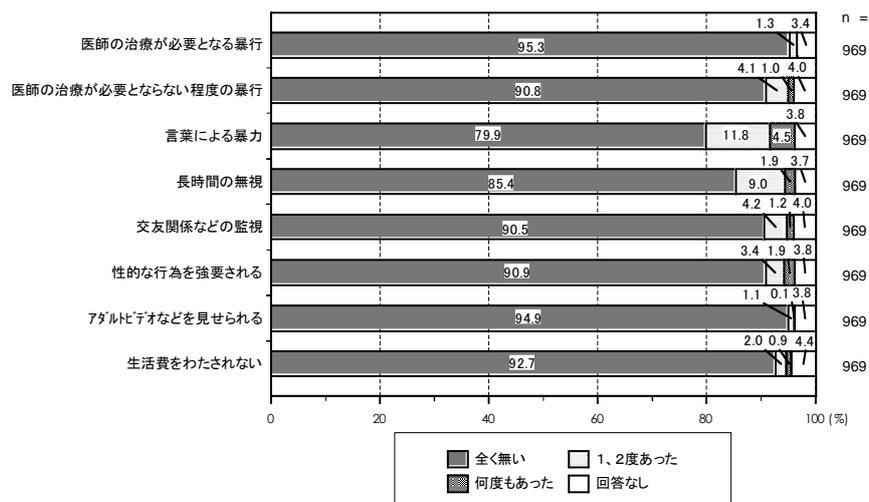
○「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を「知らない」が男女ともに高く、特に女性は7割弱となっています。そのため、多様な働き方の選択や、働き方の見直しに関する考え方を浸透させていく必要があります。

#### (4) ドメスティック・バイオレンス（DV）の状況

ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害経験の有無については、「1、2度あった」が、言葉による暴力で11.8%、長時間の無視で9.0%となっています。前回調査と比較すると、「ドメスティック・バイオレンスの経験がある」は、若干減少する傾向にあるものの、根絶には至っていないことから、今後も根絶に向けた対策を継続していく必要があります。

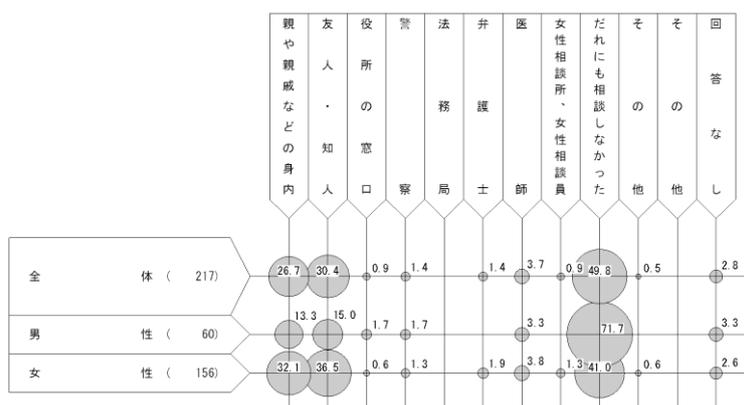
また、ドメスティック・バイオレンスの被害に遭った際、「だれにも相談しなかった」が約5割を占めています。

##### ■ドメスティック・バイオレンスの有無



資料：男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書（平成23年3月、安城市）

##### ■ドメスティック・バイオレンスの相談



資料：男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書（平成23年3月、安城市）

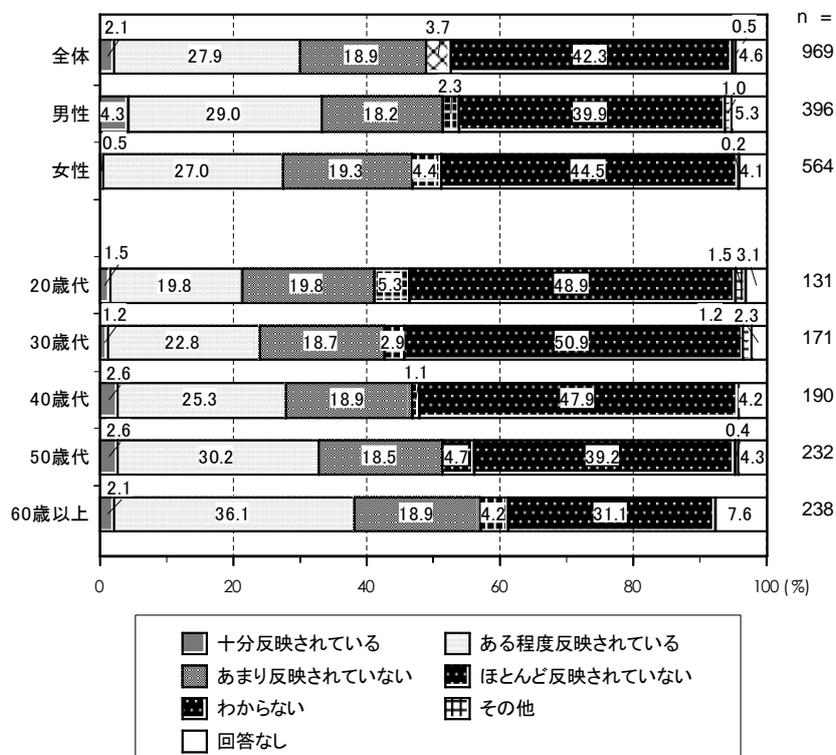
##### ポイント

○ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害経験者のうち、「だれにも相談しなかった」が約5割を占めており、表面化している以上に潜在的な件数が多いと推測されます。DVを予防する取組みをすすめるとともに、早期の発見に努めることが重要となっています。

## (5) 市政への女性意見の反映について

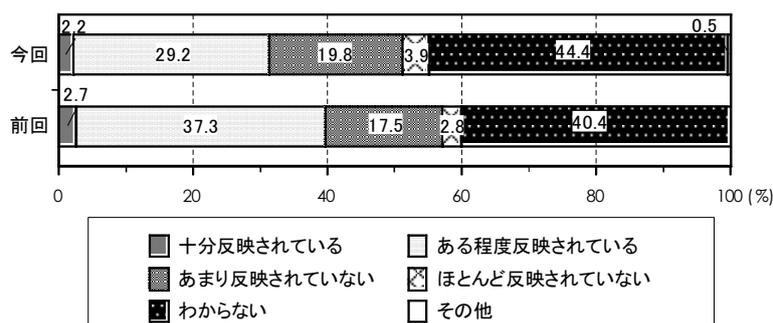
市の施策へ女性の意見が反映されているかについては、「ある程度反映されている」が約3割となっており、前回調査と比較して若干減少しています。

### ■市の施策への女性の意見の反映



資料：男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書（平成23年3月、安城市）

### ■市の施策への女性の意見の反映（前回調査との比較）



資料：男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書（平成23年3月、安城市）

### ポイント

○市の施策へ女性の意見が反映されているかについては、「ある程度反映されている」が約3割にとどまっております。そのため、審議会等委員への女性の登用が広く促進されるよう、取組みを進めていく必要があります。

### 3 ヒアリング調査結果からみる各分野の状況

(1) ヒアリング調査の実施概要

(2) 団体ヒアリング結果の概要

(3) 農業従事者ヒアリング結果の概要

(4) 事業所ヒアリング結果の概要

## 4 安城市男女共同参画プランにおける目標数値の達成状況

「第2次安城市男女共同参画プラン（中間改定）」において設定した目標数値について、以下のような基準に基づき達成状況を確認しました。

### 【評価基準】

- ・平成23年度の実績値と平成24年度の目標値を比較し、すでに目標を達成している（A）
- ・平成24年度の目標値は達成していないが、プラン掲載値から改善している（B）
- ・プラン掲載値から横ばいである（C）
- ・プラン掲載値から悪化（減少または増加）している（D）

「Ⅰ 男女平等の意識づくり」では、「男は仕事、女は家庭」に賛成する市民の割合がプラン策定時から悪化しており、意識の浸透が進んでいない状況がうかがえます。女性関連図書の新書充実や講座・イベント時の託児、協働による講座の開催など、市民が地域社会で学習するための基盤づくりについては順調に推進されています。

「Ⅱ あらゆる場での共同参画」では、市管理職員の女性割合、あんじょう市民活動情報サイトアクセス件数がプラン策定時から悪化しています。市民の地域活動への参加や市民活動センターの利用などは非常に活発になってきています。

「Ⅲ 男女の自立と共生・参画を進める環境の整備」では、健康づくりに関する取組みや子育て支援サービス、介護教室の開催などで順調に推進されてきています。

全体ではA判定が半数を占め、概ね順調に推進されているところですが、市民の意識の面や行政における女性職員の積極的な管理職登用などの面でさらなる取組みが求められます。

### ■目標数値の達成状況（全体）

|                        |     | A     | B     | C    | D     | 合計     |
|------------------------|-----|-------|-------|------|-------|--------|
| Ⅰ 男女平等の意識づくり           | 項目数 | 4     | 4     | 1    | 2     | 11     |
|                        | 割合  | 36.4% | 36.4% | 9.1% | 18.2% | 100.0% |
| Ⅱ あらゆる場での共同参画          | 項目数 | 10    | 4     | 1    | 2     | 17     |
|                        | 割合  | 58.8% | 23.5% | 5.9% | 11.8% | 100.0% |
| Ⅲ 男女の共生と自立・参画を進める環境の整備 | 項目数 | 11    | 6     | 1    | 2     | 20     |
|                        | 割合  | 55.0% | 30.0% | 5.0% | 10.0% | 100.0% |
| 合計                     | 項目数 | 25    | 14    | 3    | 6     | 48     |
|                        | 割合  | 52.1% | 29.2% | 6.3% | 12.5% | 100.0% |

## I 男女平等の意識づくり

### I-1 保育・教育の場での推進

| 検証指標   | プラン掲載値                          | 実績値                        | 目標値              | 達成状況     |
|--|---------------------------------|----------------------------|------------------|----------|
|  |                                 | H23年度                      | H24年度(最終年)       |          |
| 学校教育の場が男女平等であると考える市民の割合                      | 女性 61.9%<br>男性 75.7%<br>(H16年度) | 女性 75.8%<br>男性 78.3%       | 女性 68%<br>男性 83% | <b>B</b> |
| 子どもは女らしさ、男らしさと問わず、個性を尊重するように育てた方がよいと考える市民の割合 | 女性 66.3%<br>男性 48.1%<br>(H16年度) | 女性 67.4%<br>男性 60.5%       | 女性 73%<br>男性 53% | <b>B</b> |
| 幼稚園・小学校・中学校の管理職のうち女性が占める割合                   | 16.7%<br>(H17.4)                | 20.9%(学校教育課)<br>100%(子ども課) | 38%              | <b>B</b> |

### I-2 家庭での推進

| 検証指標                                  | プラン掲載値                          | 実績値                  | 目標値              | 達成状況     |
|---------------------------------------|---------------------------------|----------------------|------------------|----------|
|                                       |                                 | H23年度                | H24年度(最終年)       |          |
| 家庭生活の場が男女平等であると考える市民の割合               | 女性 21.5%<br>男性 38.6%<br>(H16年度) | 女性 38.4%<br>男性 48.8% | 女性 24%<br>男性 43% | <b>A</b> |
| 「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成・どちらかといえば賛成の市民の割合 | 女性 18.0%<br>男性 36.3%<br>(H16年度) | 女性 42.4%<br>男性 54.1% | 女性 15%<br>男性 29% | <b>D</b> |
| 育児講座への男性の参加率                          | 29.7%<br>(H19年度)                | 25.8%                | 32%              | <b>D</b> |

### I-3 地域社会での推進

| 検証指標                               | プラン掲載値                         | 実績値                  | 目標値             | 達成状況     |
|------------------------------------|--------------------------------|----------------------|-----------------|----------|
|                                    |                                | H23年度                | H24年度(最終年)      |          |
| 社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女平等であると考える市民の割合 | 女性 5.5%<br>男性 19.5%<br>(H16年度) | 女性 20.2%<br>男性 32.8% | 女性 8%<br>男性 28% | <b>A</b> |
| 女性関連図書の蔵書冊数                        | 1,145冊<br>(H17.4)              | 1,769冊               | 1,600冊          | <b>A</b> |
| 託児を設置した公民館講座・イベントの数(生涯学習課分)        | 15事業<br>(H16年度)                | 20事業                 | 17事業            | <b>A</b> |
| 市民との協働による講座の開催数(生涯学習課分)            | 9講座<br>(H16年度)                 | 22事業                 | 25講座            | <b>B</b> |
| 女性が会長を務めている老人クラブ数                  | 3クラブ<br>(H17.4)                | 3クラブ                 | 5クラブ            | <b>C</b> |

## II あらゆる場での共同参画

### II-1 方針・施策決定の場における女性の参画促進

| 検証指標              | プラン掲載値            | 実績値              | 目標値        | 達成状況     |
|-------------------|-------------------|------------------|------------|----------|
|                   |                   | H23年度            | H24年度(最終年) |          |
| 公民館講座の講座数         | 155講座<br>(16年度)   | 227講座            | 175講座      | <b>A</b> |
| さんかく21・安城の参加グループ数 | 21グループ<br>(H17.4) | 21グループ           | 27グループ     | <b>C</b> |
| 人材リストへの登載者数       | 56人<br>(H17.4)    | 104人             | 125人       | <b>B</b> |
| 本会議及び各委員会等の傍聴者数   | 627人<br>(H16年)    | 697人<br>(H23年)   | 500人       | <b>A</b> |
| 審議会等における女性委員の割合   | 23.9%<br>(H17.4)  | 25.6%<br>(H24.4) | 31%        | <b>B</b> |
| 市管理職員のうち女性が占める割合  | 9.9%<br>(H17.4)   | 9.0%             | 12%        | <b>D</b> |

### II-2 地域生活・地域社会における促進

| 検証指標                             | プラン掲載値                          | 実績値                  | 目標値              | 達成状況     |
|----------------------------------|---------------------------------|----------------------|------------------|----------|
|                                  |                                 | H23年度                | H24年度(最終年)       |          |
| 地域活動へ参加している市民の割合                 | 女性 38.9%<br>男性 30.7%<br>(H16年度) | 女性 45.9%<br>男性 46.7% | 女性 43%<br>男性 34% | <b>A</b> |
| 安城市民活動センター相談来訪者数                 | 116組/年<br>(H17年度)               | 157組/年               | 250組/年           | <b>B</b> |
| 安城市民活動センター登録団体数                  | 54団体<br>(H17.4)                 | 360団体<br>(H24.4)     | 305団体            | <b>A</b> |
| 生涯学習ボランティアセンター利用団体数              | 3団体<br>(H17.4)                  | 15団体                 | 6団体              | <b>A</b> |
| あんじょう市民活動情報サイトアクセス件数             | 25,741件/年<br>(H18年度)            | 13,018件/年            | 24,000件/年        | <b>D</b> |
| 安城市民活動センター来訪者数                   | 4,418人<br>(H17年度)               | 14,301人              | 7,000人           | <b>A</b> |
| 社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体数           | 109団体<br>(H17.4)                | 192団体<br>(H24.4)     | 180団体            | <b>A</b> |
| シルバーカレッジなど高齢者の社会参加を促進するための講座の開催数 | 2講座<br>(H16年度)                  | 7講座                  | 4講座              | <b>A</b> |

### II-3 働く場における促進

| 検証指標                                  | プラン掲載値           | 実績値   | 目標値        | 達成状況     |
|---------------------------------------|------------------|-------|------------|----------|
|                                       |                  | H23年度 | H24年度(最終年) |          |
| 就業に関する広報活動回数                          | 7回<br>(H16年度)    | 25回   | 18回        | <b>A</b> |
| 市男性職員の育児休業等の取得率(配偶者の出産補助のための特別休暇等を含む) | 80.8%<br>(H17年度) | 77.8% | 55%        | <b>A</b> |
| 家族経営協定の締結農家戸数                         | 39戸<br>(H17.4)   | 59戸   | 63戸        | <b>B</b> |

### Ⅲ 男女の自立と共生・参画を進める環境の整備

#### Ⅲ－１ 生涯にわたる健康づくり

| 検証指標                                  | プラン掲載値             | 実績値                | 目標値        | 達成状況     |
|---------------------------------------|--------------------|--------------------|------------|----------|
|                                       |                    | H23年度              | H24年度(最終年) |          |
| 受診者を女性に限定した人間ドック実施回数                  | 7回<br>(H16年度)      | 26回                | 22回        | <b>A</b> |
| ヘルスマイト数                               | 63人<br>(H17.4)     | 69人<br>(H24.5)     | 144人       | <b>B</b> |
| 健康づくりリーダー数                            | 16人<br>(H17.4)     | 39人<br>(H24.4)     | 35人        | <b>A</b> |
| 市民保養事業利用件数                            | 37,932件<br>(H16年度) | 38,948件            | 46,800件    | <b>B</b> |
| 妊娠11週までの早期届出率                         | 25.4%<br>(H19年度)   | 93.9%              | 64.0%      | <b>A</b> |
| 妊婦の喫煙率                                | 4.1%<br>(H16年度)    | 2.54%              | 1.0%       | <b>B</b> |
| 思春期保健相談士数                             | 0人<br>(H17.4)      | 6人、係員3人<br>(H24.4) | 5人         | <b>A</b> |
| 学校等への性教育などに関する物品の貸し出し及び講師(健康教育講師)派遣回数 | 0件<br>(H16年度)      | 派遣：9件<br>貸出し：5件    | 15回        | <b>B</b> |

#### Ⅲ－２ 人権の擁護と自立への支援

| 検証指標                          | プラン掲載値            | 実績値        | 目標値        | 達成状況     |
|-------------------------------|-------------------|------------|------------|----------|
|                               |                   | H23年度      | H24年度(最終年) |          |
| 相談件数                          | 1,500件<br>(H16年度) | 1,573件     | 2,500件     | <b>B</b> |
| 行政職員に対するドメスティック・バイオレンス研修の実施率  | 0%<br>(H16年度)     | (H21年度で完了) | 70%        | <b>A</b> |
| ドメスティック・バイオレンス市内連絡会議の開催回数(年間) | 0回<br>(H16年度)     | 0回         | 2回         | <b>C</b> |
| 虐待等防止地域協議会の開催回数               | 2回<br>(H16年度)     | 3回         | 3回         | <b>A</b> |
| 母子自立支援員相談件数                   | 617件<br>(H16年度)   | 553件       | 790件       | <b>D</b> |

#### Ⅲ－３ 参画を助ける環境の整備

| 検証指標          | プラン掲載値          | 実績値        | 目標値        | 達成状況     |
|---------------|-----------------|------------|------------|----------|
|               |                 | H23年度      | H24年度(最終年) |          |
| 夜間保育実施箇所数     | 0か所<br>(H17.4)  | 1か所        | 1か所        | <b>A</b> |
| 特定保育実施箇所数     | 0か所<br>(H17.4)  | 2か所        | 3か所        | <b>B</b> |
| 子育て支援センター設置数  | 3か所<br>(H17.4)  | 5か所        | 5か所        | <b>A</b> |
| 育児支援家庭訪問件数    | 26件<br>(H18年度)  | 24件        | 40件        | <b>D</b> |
| 児童クラブ設置数      | 24か所<br>(H17.4) | 32か所       | 30ヶ所       | <b>A</b> |
| 在宅介護支援センター設置数 | 6か所<br>(H17.4)  | (H21年度で完了) | 8か所        | <b>A</b> |
| 介護教室の開催数      | 25回<br>(H16年度)  | 96回        | 90回        | <b>A</b> |

## 5 安城市の重点項目のまとめ

統計データやアンケートからの市民意識、各種ヒアリング結果、「第2次安城市男女共同参画プラン（中間改定）」などを踏まえ、「第3次安城市男女共同参画プラン」の重点項目を以下のようにまとめました。

### 重点項目1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現

---

「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」という言葉、意味の認知度が低いため、多様な働き方の選択や、働き方の見直しに関する考え方を浸透させていく必要があります。また、アンケート結果からは、「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」といった意識を持つ市民が前回の調査から増加し、個人の状況や希望に基づいた生活の選択ができにくい環境になっているおそれがあります。

本市は企業が多く、男性の生活スタイルが仕事に偏重してしまう場面が多くみられます。育児や介護のための休業制度を取得できない理由としては「職場に休める雰囲気がないから」が多くなっています。また、業種や企業の規模によっては、ワーク・ライフ・バランスの考え方が浸透しにくい環境であることも多いため、企業の協力を得ながら情報提供、啓発のための取組みを工夫していく必要があります。

さらに、農業の分野でも家族経営協定の締結などを進めることでワーク・ライフ・バランスの実現を目指す取組みが進んでいます。かつて農業先進地として発展してきた本市において、男女共同参画の分野においてもさらなる取組みの充実が求められます。

### 重点項目2 ドメスティック・バイオレンスへの対応

---

本市のDVの経験者はわずかながら減少傾向にありますが、根絶には至っていません。相談件数も近年各年度10件を超え、保護・措置に至る世帯もみられます。国においてDV防止法などの法整備は進んでいますが、アンケートでは被害を受けた際にだれにも相談していない割合が高く、潜在的な被害者が相談件数よりも多くいることが予想されます。

地域では、子育てやDV相談などに取組む市民活動団体が活発に活動しており、行政で担うことが難しい、きめ細かな支援を行っています。本プラン（DV防止基本計画の位置づけ）に基づき、それぞれの施策を整理するとともに、体系的な取組みの強化を図っていく必要があります。

### 重点項目3 方針決定過程への女性参画の促進

---

アンケートによると、市の施策へ女性の意見が「ある程度反映されている」が約3割にとどまっており、前回調査と比較すると若干減少しています。審議会等委員への女性の登用率は平成24年4月1日で25.6%と、前年に比べてやや低下しています。平成17年以降、審議会等委員への女性の登用率は25～30%未満で推移し、目標の平成24年度31%には未だ達していない状況であるため、さらなる取組みの強化が必要です。

また、行政においては市管理職員の女性登用の推進が鈍い状況がみられます。市民のモデルとなる企業の1つとして、市役所において率先した女性登用の取組みを進めていく必要があります。

# 第3章 プランの基本的な考え方

## 1 基本理念

「基本理念」は、プランの基本となる考え方を示すものであり、プランを推進するすべての主体が共有するものとなります。これまでの安城市男女共同参画プランでは、1次プランで「基本的人権としての平等」、2次プランで「平等」「参画」が基本理念として掲げられていました。

このたび策定する第3次安城市男女共同参画プランでは、国の第3次基本計画でも掲げられている「実効性のあるアクション・プランとする」方向性などを踏まえ、第2次プランの基本理念に、「実行」を加えることとして設定します。

### ■これまでの安城市男女共同参画プランにおける基本理念

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| 安城市男女共同参画プラン    | : 基本的人権としての平等 |
| 第2次安城市男女共同参画プラン | : 「平等」「参画」    |

### ■第3次安城市男女共同参画プランにおける基本理念（案）

|   |
|---|
| <b>「平等」</b> …誰もが基本的人権を認識し、個人として尊重され、法の下に平等で差別されないこと   |
| <b>「参画」</b> …男女がともに、様々な分野で個性と能力を発揮するとともに、意思決定過程へ加わること |
| <b>「実行」</b> …一人ひとりが男女共同参画の担い手である認識を持ち、行動に移していくこと      |

## 2 プランの最終目標（目指す姿）

男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義付けられており、この男女共同参画社会を実現することは「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」とされています。

安城市男女共同参画推進条例の前文においても、男女共同参画社会の実現を目指して条例が制定されていることがうたわれており、第3次安城市男女共同参画プランにおいても、「安城市男女共同参画プラン」「第2次安城市男女共同参画プラン」を継承し、最終目標を『男女共同参画社会の実現』とします。

### ■第3次安城市男女共同参画プランにおける最終目標（案）

## 男女共同参画社会の実現

### ■第3次安城市男女共同参画プランにおけるキャッチフレーズ

審議会委員のご意見等をもとに決定します。

### 3 基本目標

#### 基本目標Ⅰ 男女平等意識の促進

家庭や地域、職場、学校のあらゆる場面において固定的な性別役割分担意識にとらわれず、だれもが自分らしく生きることができるよう、男女共同参画意識の促進を図ります。

#### 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会の実践

女性のエンパワーメントへの支援を行い、あらゆる分野において方針・政策決定の場における女性の参画を促進します。

また、家庭や企業におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取組みを推進し、男女がともに家庭生活を担うための環境づくりを進めます。

さらに、地域活動や市民活動への参加を促進し、災害時などを含む様々な分野において女性の視点での取組みができるように環境を整備します。

#### 基本目標Ⅲ 男女の自立と共生・参画を進める環境の整備

男女の自立と共生は、参画を助ける環境の整備をライフステージにあわせて取組めるよう進めます。働く男女の心身の健康づくり、子育て支援の充実など、環境の整備を支援します。

#### 基本目標Ⅳ 女性に対する暴力の根絶

あらゆる男女間の暴力の防止に関する周知・啓発を行うことで、DVの未然防止に取り組めます。また、早期段階で相談できる体制を整備するとともに、被害にあった場合の相談や自立支援の充実を図ります。